

HELPER NETWORK

ヘルパーネットワーク

2008 No.60

- P.2 職場内カンファレンス、会議の持ち方
- P.8 悪質業者から高齢者を守るために
- P.11 訪問介護サービスQ&A
- P.13 「福祉情報虎の巻」小規模多機能居宅介護



巻頭言

京都府ホームヘルパー連絡協議会
芦田 明子

在宅福祉の第一線で利用者の思いに沿ったサービス提供を実施するため、皆さん日々頑張っておられることと思います。

介護保険制度の改正、障害者自立支援法の施行から2年が経過し、介護現場では課題が浮き彫りになってきています。

私達ホームヘルパーは、制度や仕組みがより一層利用者主体に変革されていくよう現場から声を大きくして訴えていく必要があります。

福祉関係業務に携わる職員による不祥事が相次いで発生し、専門職としての倫理観が揺らぎつつある中、私達ホームヘルパーは「利用者の豊かな自立」に向けてホームヘルパーの倫理観や福祉マインドの構築がこれまでに以上に求められます。利用者に安心して毎日笑顔で意欲的な生活をして頂くため、サービスを提供するヘルパー自身の専門性を高めることが必要です。そのためにはヘルパー自身が健康で安心して働き続けることができる環境を作り、ヘルパー同士が喜びを分かち合い、そして利用者寄り添い共に歩んで行きたいと考えています。

「職場内における会議の持ち方：サービスの質の向上を目指して」

川崎順子 九州保健福祉大学 社会福祉学部 講師

日常業務の中で、サービス担当者会議をはじめケース検討、チーム会議、事業所内カンファレンスなど事業所内外で多くの会議が行われていますが、その効果は現れているのでしょうか。会議によっては、何のために開かれたのか、結論が見えないままに終わるなどの現状もあるのではないのでしょうか。

言うまでもなく、会議は何らかの目的で設定され、方向性を導き出し、業務に反映させていくことが必要だと考えます。

そこで今回は、訪問介護事業所の職場内における会議の持ち方について、会議をどのように設定し、運営していく必要があるのか、参加するメンバーにとつて求められることは何かを考えてみましょう。

I 人材育成の場とつな

結論から言うと、会議は人材育成の場であることを認識することが重要であると考えます。サービスの質を向上させるためには、ヘルパー

の質を高めていくことが求められます。さらに、提供されているサービスが改善に向けて取り組まれるシステムが必要だと考えます。

サービス提供責任者の方々に「サービスの質について、どのようなことが問題となっているのでしょうか」という意見をKJ法により話し合っていたいたところ、実に多様な意見が出されました。サービス提供責任者が気づいている問題は、ヘルパーのあるべき姿と現実とのギャップを認識している現われだと思われれます。しかし、他のメンバーはそのギャップを感じているのでしょうか。ホームヘルパーの業務はチームで成り立つことを考えれば、サービスの質を高めるためには、「誰かが」から「誰もが」問題を認識できるようにすることが必要であり、共通認識を図りながらサービスの質の向上に向けて議論しあえる場を作っていくことが求められます。その一つとして会議を捉えることが大切です。

つまり、メンバー全員で何が問題であるのかを明らかにし、それを解決していくためにはど

うすればいいのかを考え、取り組んでいくことができるよう、組織全体で問題解決できるシステムを確立していくためにも、会議の設定の仕方工夫することが必要であるということになります。

II 会議の設定を考える

1 会議の目的を理解する
訪問介護事業所においては、様々な会議が実施されていますが、何のために会議が行われているのか、その目的を考えてみましょう。目的別に分類するとすれば、次の3つが挙げられるでしょう。

- ① 問題解決型……ケア内容や方法を検討する
- ② 情報共有型……ケアプランの内容、利用者の状況を確認しあう
- ③ 意思統一型……訪問介護計画に基づいた仕事手順を理解する

一つの会議では、複数の目的をもって行われる場合があります。例えば、週1回の定例チーム会議においては、サービス時間や内容の変更確認、利用者の状況の変化の報告、訪問介護計画の見直し、サービス担当者会議へのモニタリング事項など次々に議題としてあげられていることが多いのではないのでしょうか。それぞれが何の目的で議論されているのかを参加者同士が理解し、目的に応じた結論を導きだせるように会議運営を考えていくことが必要になります。

2 会議運営のコツ

会議を設定する場合、どのように運営すればスムーズにいくのかを考えてみましょう。

会議の時間もコストが掛かっていることを考えれば、時間が厳守され、効果的に行うことが求められます。そのためには、参加者も運営の一員として意識していくことが大切です。会議運営のコツとして、会議の流れと発言方法をルール化しておくことをお勧めします。

- ① 会議の事前準備……参加意識を促す
- ② 会議時の組み立て……流れをつくる
- ③ 会議後の確認……会議記録と評価・決定事項の実施計画

(1) 会議の事前準備

まず、会議を設定する際、参加者に対して、事前に議題を知らせておくことが必要です。参加者は、その議題に基づいて、自分が何を準備しておく必要があるのかを確認することができま

リングであれば、これまでヘルパー各自が担当した時の利用者の状況について記録に目を通し、改めてケア内容の問題点や検討を要する事項についてまとめておく作業ができます。その際に要点をメモするなどして会議に持参することも可能となります。できれば、どのような情報を必要とするのか細かい点についても議題提案と共に促しておくことと会議がスムーズに進行するでしょう。つまり、会議のよしあしは事前準備で決まると言ってもよいのではないのでしょうか。会議招集者の準備としては、日時の調整や会場設定、会の次第など関係資料の準備はもちろん大切ですが、参加者自身の事前準備ができる状況をつくる必要がある条件になるということです。

(2) 会議時の組み立て

次に、会議時の組み立てとして、限られた時間でどこまで結論を見出すのかを最初に確認しておくことが必要だと考えます。1回の会議で議論しつくせない議題もあると思われれますので、段階的に取り組んでいくことも想定し、会議計画を立てることも大切です。

会議の進行にあたっては、各事業所でルールを決めておくことをお勧めします。

(例) ○○訪問介護事業所の会議の進め方

- ① 開始時間を厳守する……5分前の着席
- ② 目的と議題を確認する
- ③ 時間配分・役割分担を確認する……司会・記録など
- ④ 配布資料を確認する

参加者にとつては、このような会議ルールがあれば、会議への参加意欲も高まり、チームケアの一員としての自覚も生まれてくると思われれます。さらに、会議における司会進行や記録役を交代で行うことも一つの方法でしょう。会議運営をいつもサービス提供責任者に委ねていると、参加者は傍観者になってしまいかねません。運営側に立つことによつて、参加者全員が主体的に会議を運営していくことの必要性を学ぶ場にもなるのです。

また、発言の仕方をルール化しておくことも大切です。議論は、個々人の様々な考え方を表明していくことで相乗効果を生み出し、より良い結論を導き出せることに意味があります。発言者は、まず、どのような意見・考え方であるのかを表明し、なぜそのような考え方であるのかを具体的に説明していくことによつて、聞き手の理解度が高まるでしょう。いくつかの発言パターンを見てみましょう。

- ① 主張……「私の考えは……です。その理由は……」
- ② 同意……「○○さんと同じ考えです。その理由は……」

ヘルパーの方々の中には、実際にサービスを
提供しているにも関わらず、「ケアプランの見
方がわからない」「訪問介護計画書のつくり方
がわからない」などの意見を聞くことがしばしば
あります。サービスの質を根本から問うとす
るならば、ケアプランが理解されてこそ可能と
なるのではないのでしょうか。そのためにも、ケ
ア会議では、ケアプランを囲んで議論すること
を日常化していく必要があります。

必需品の中には、参加者であるヘルパー各自
の意見メモも重要な材料になります。

- 1 ケア会議の必需品
- ケア会議の資料として、次の6種類は意識し
て準備していただきたいと思えます。
- ① ケアプラン
 - ② 訪問介護計画書・業務手順書
 - ③ 介護記録
 - ④ 訪問介護計画に基づく評価表
 - ⑤ サービス担当者会議録
 - ⑥ 決定事項の実施計画書

われていくことが求められます。そこでは、相
互の関係性が切れることなく、また、漏れるこ
となく実行されることが必要であることは言う
までもありません。そのためには、業務の流れ
に沿った各種様式を整備し、活用されることが
前提にあります。サービス提供責任者の責務
を果たすためにも、業務管理の中で、会議別に
目的を明確に位置づけておくことが必要です。
う。

2 ケア会議でヘルパーの課題を見出し、研修
の題材を見つける

ケア会議においては、ケアの実施状況を確認
し、今後の方向性を見出し、行くことになりま
すが、その際に2つの視点をもって検討してい
くことを考えてみましょう。一つは、本人・家
族に焦点を当てたものとして検討していくこと
はもちろんです。もう一つは、ヘルパーが取り

- ① ケアの振り返り
- ・ 目標達成状況：利用者の事
 - ・ 業務手順に基づくケアの適切性：ヘルパー自身の事
- ② 問題・課題と考えられる事項
- ・ ケアの内容で検討の必要なこと（回数・時間を含む）：利用者の事
 - ・ 利用者の状況変化の気づき（改善・悪化・意欲など）：利用者の事
 - ・ ケア実施において、不安なこと、困ったこと：ヘルパー自身の事
- ③ 新たに気づいたこと
- ・ 利用者・家族の意向、できることの発見：利用者の事
- 上記のようなメモをヘルパーが持ち寄ること
は、ヘルパー各自の自己評価にもつながるでし
ょう。また、同じ利用者に複数のヘルパーが担
当する場合、メモに基づいて発言していくとケ
アの統一が図られているのかを確認できる場
にもなり、サービス改善に向けての方向性が導き
出されることとなります。

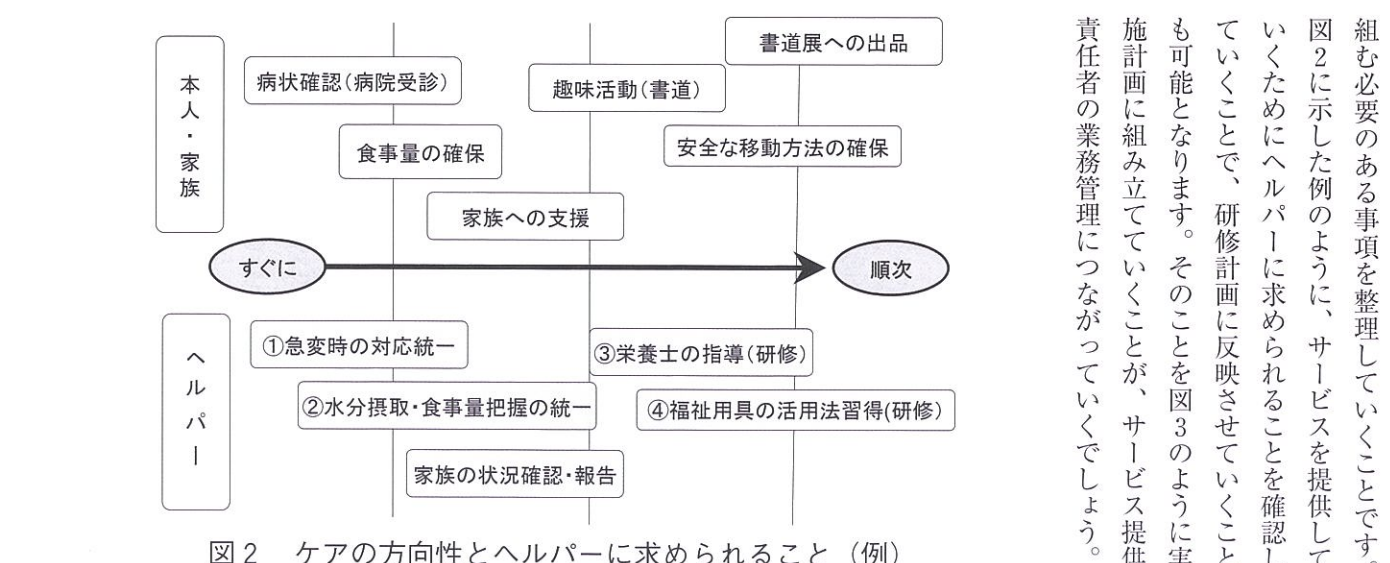


図2 ケアの方向性とヘルパーに求められること (例)

会議においては、発言する前に自分の考えを
整理していく作業が必要になります。自分の意
見を参加者に伝えるためにも論理的な構成力が
求められるわけです。

発言の基本は、結論を先に伝えることです。
聞き手にとっては、賛成なのか反対なのか、違
う考えなのかを先に聞くことによつて、論点を
見出し、つなげていくことがスムーズになり、次の発言
につなげていくでしょう。司会者は、全員に

- 「○○さんの○○の部分について
は同意します。それは…」
- ③ 報告：「状況報告をします。○○利用者
は…をしたいと希望されていま
した。」
- ④ 提案：「一つの案として提案します。現
在のケアを…に変えてみることも
必要ではないかと思えます。その
理由は…」
- ⑤ 反論：「確かに、○○さんの考え方もあ
ると思いますが、別の考え方とし
て…」
- ⑥ 確認：「確認したいことがあります。先
ほどの意見は、○○ということ
で理解してよいのでしょうか」
- ⑦ 質問：「質問したいことがあります。教
えてもらおうと助かります。実は…」
- ⑧ 応答：「先ほどの質問について答えま
す。」
- 「先ほどの件について説明しま
す。」

さらに、会議の運営が目的を果たし目標に到
達できたのか、参加者は全員発言できたか、会
議運営の一員として役割を果たすことができた
のかなど評価していくことも一つの方法です。
う。

このように会議一つにしても、会議運営の仕
方によって、メンバーの共通認識を深めながら、
チームケアへの機運を高め、ひいては、ヘルパ
ーの質の向上に繋がることを意識することが大
切だと考えます。

発言する機会を促すことも大切です。また、議
論していくうちに、メンバーそれぞれの考え方
が変わって当然であることも前提しておくこ
とが必要です。会議は、様々な考えや意見を交
換し、かつ共有していくことによつて新たなア
イデアや結論を導き出すために行われるものな
らからです。

(3) 会議後の確認作業

会議後の確認作業も大切です。会議で導き出
された結論は、次のケアや業務に反映されてこ
そ意味があるものになります。会議で決定した
ことが実行に移されているのかどうかをだれが
どのように確認していくかという役割分担とチ
ェック機能をもたせるための実施計画も必要に
なるでしょう。また、会議では参加者各自がそ
れぞれにメモしている場合がありますが、共通
の会議録を作成し、業務の都合などで参加でき
なかつたメンバーにも周知される必要がありま
す。

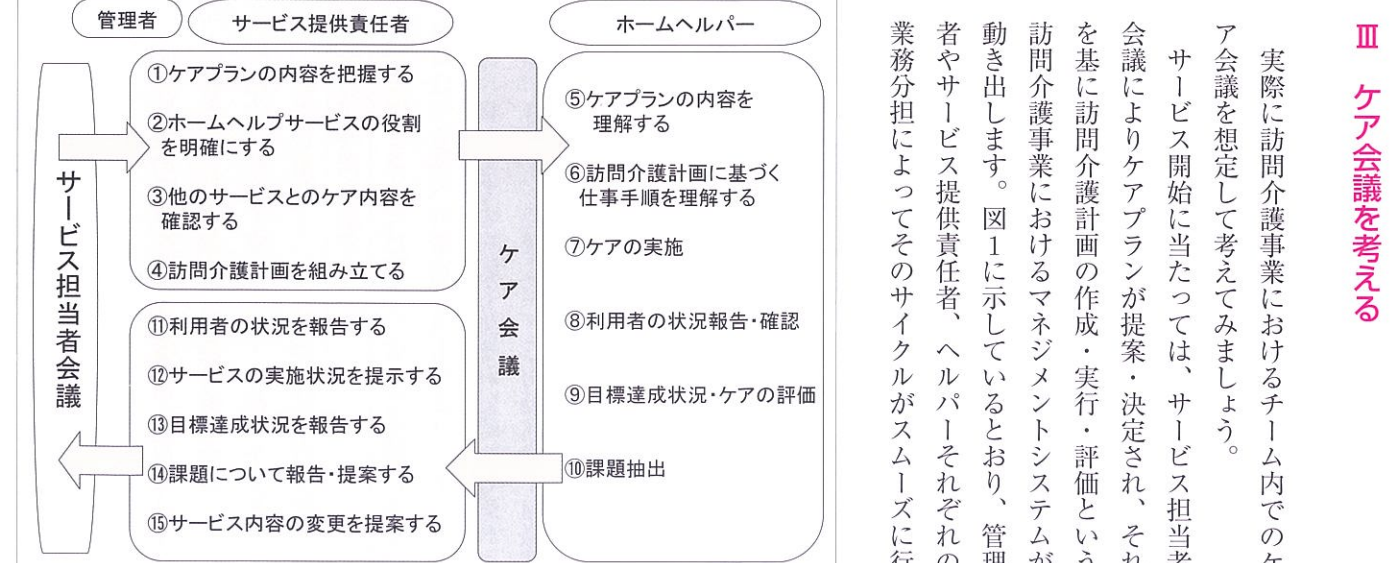


図1 訪問介護事業所におけるケア実施の流れ

Ⅲ ケア会議を考える

実際に訪問介護事業におけるチーム内でのケ
ア会議を想定して考えてみましょう。

サービス開始に当たっては、サービス担当者
会議によりケアプランが提案・決定され、それ
を基に訪問介護計画の作成・実行・評価とい
う訪問介護事業におけるマネジメントシステムが
動き出します。図1に示しているとおり、管理
者やサービス提供責任者、ヘルパーそれぞれの
業務分担によつてそのサイクルがスムーズに行

決定事項	担 当	内 容 ・ 期 間		
		○日まで	○日まで	○日まで
①緊急時の対応	S 責任者	ケアマネ相談	対応方法の決定	マニュアル提示
②水分・食事量の把握統一	Kリーダー	チェック表作成	家族・ヘルパー説明、チェック開始	チェック表記入状況の確認
③栄養指導の研修	Tヘルパー(研修担当)	H病院栄養士相談	研修日程調整 講師依頼	研修案内
④福祉用具活用法研修	Dヘルパー(研修担当)	福祉用具業者確認	研修内容打ち合わせ	企画(案)提示

①～④の進捗状況の確認は、S責任者が行う

図3 決定事項の実施計画書(例)

3 今後の会議運営のあり方
 まずは、これまでの会議を振り返り、目的に応じた会議運営がなされていたのか、会議のルール化を検討し、参加者全員の協働作業であることの共通理解を図ることが大切です。

メンバー全員が、会議で発言し議論していくことよって、自己覚知ができ、自己研鑽の場となるように主体的に取り組むことを目指していただきたいと思えます。

このような会議を通して、組織の一員であることを再確認し、一体感や信頼関係、帰属意識を実感することとなり、さらにチームケアが確立していき、組織全体でサービスの質を高めていくことにつながるのではないのでしょうか。

参考文献

- 「ケア会議の技術」野中猛・高室成幸・上原久著 中央法規
- 「会議の開き方・進め方」千名貴志著 実業之日本社
- 「会議の開き方・すすめ方・まとめ方」安達勉・澤田直孝・福山讓著 実務教育出版



事業所の評価は、その組織の一番低いレベルの人で判断されると言われています。それは一人の責任ではなく、組織全体の責任となります。個別指導や段階的研修も必要ですが、共に育ちあう環境を作るためにも、会議を有効に活用していくことが求められます。

悪質商法から利用者を守るために

全国社会福祉協議会 地域福祉部

近年、必要なリフォーム工事、利用した覚えのない請求、振り込め詐欺などの事件が続発しています。このような悪質な手口の事件は何年も前から繰り返されており、再発防止策の網の目をくぐって、次々に新たな手口が出てきています。

その中でも高齢者が被害に遭う事例が急増しています。被害に遭われた方々は、自分から被害を訴えることができなかつたり、他者に助けを求められなかつたり、さらに被害そのものの自覚さえないことも見受けられます。

高齢者の自宅に訪問し、身近に接するホームヘルパーが注意して見守ることで、被害を早期に発見したり、未然に防ぐことができます。どのような点に注意して見守り、発見した時にどのように対処すればいいのかをお伝えします。

悪質商法の被害を見付けるポイント

利用者宅に行ったときに、次のような状態があれば悪質商法被害が疑われます。

- 買い物をするお金がないなど、お金に困っている。
- 買い物頼まれる品数が減った。買い物は必要ないと言う。
- 本人の居室や居宅に、次々に改修が加えられている。
- 見慣れないダンボールや新しい商品を見かけた。
- まとまった量の健康食品、未使用の医療器具がある。
- 見慣れないところからの請求書や、本人宛の郵便の書類がある。
- 金融会社からのダイレクトメールや請求書が送られてきている。

悪質商法の被害が疑われるとき

悪質商法被害が疑われるときは、まず本人に事実を確認することが必要です。「この頃、どうかしたのですか?」とやさしく聞き、「そう、お金がなくなりましたのですか?」「これ

を買ったのですね」「そのとき、誰かに怖いことを言われたりしましたか?」などと、本人と一緒に、少しずつ状況を確認していくことが必要です。特に契約した日は、解約できる期間(P.9参照)にも関わってきますので、きちんと確認しましょう。

この際には、言い方に十分注意します。悪質商法の被害に遭ったことをはっきりさせる必要はありますが、そのことを責めたり批判したりする態度では、本人との関係を壊してしまうおそれがあります。「○○さんにとっては、いい買い物だったんですね」「今はあんまり使っていないのでしたら、お金がたくさん掛かって、毎日のおかずも買えないくらい困ってしまうようなら、次からやめたほうがいいですね」などのように、本人がしたことに対する肯定と、その結果、本人が困ってしまったことを上手に織り交ぜながら、本人が納得できるようにコミュニケーションを心がけましょう。

被害に合っていることがわかったら

1 サービス提供者に相談する
悪質商法の被害を見つかったり、あるいは、その懸念があると思われる場合には、まず、サービス提供者に相談しましょう。サービス提供者からケアマネジャーや家族など、本人にかかわっているキーパーソンに相談します。信頼関係を保つためにも、本人に了解を得てから連絡することが必要です。

2 悪質商法被害への対応の仕方
(1) 本人に、専門家に相談することの了解を得る

消費生活センターや弁護士などの悪質商法に関わる専門家の支援を必要とする場合には、本人に、「あなたに代わって、専門家に相談して困りごとが解決するように支援しますが、いいですか?」と聞いて、了解を得るようにしましょう。

(2) 専門家に相談する内容について情報の整理をする

被害があった時期、購入した商品やサービス、購入先の業者名と連絡先、購入したときの状況、本人の自覚や意識等について、専門家に要領よく相談できるように、情報を整理しておきましょう。また、契約書や請求書等の書類も見せられるように、準備をしておきます。

内に、書面で業者に契約を解除する旨を通知します。

② 図1のように葉書に必要事項を書いて、両面を控えとしてコピーして保管します。

③ 葉書は、「配達記録」か「簡易書留」で送ります。

④ 支払ったお金は全額返還されます。商品の引き取り費用も事業者負担です。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇販売株式会社 御中
簡易書留
自分の名前 自分の住所

契約（申込み）年月日
販売会社名
担当者名
商品名
契約金額
右記を契約解除します。
平成〇〇年〇月〇日

図1 クーリングオフの書面での通知の例

(3) 専門家に連絡して、相談する
専門家に連絡するときには、悪質商法被害に遭った人（あるいは、その可能性が高い人）がいて、その人の了解を得て代わりに相談していることを伝え、3で整理した情報を要領よく伝えます。

(4) 専門家の指示のもとに、行動する
被害の状況によっては、専門家が自ら関わり支援をしてくれる場合や、専門家のアドバイスを受けながら支援者が協力をして活動する場合もあります。

「悪質商法に関わる相談窓口」

消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で相談・支援にあたっています。

右記のURLから、居住地の消費生活センターをご利用ください。都道府県別に消費生活センターの名称、住所、相談電話番号、FAX番号を掲載してあります。

■市区町村等の行政窓口

介護保険法、障害者自立支援法の施行により、市区町村行政には高齢者や障害者を対象とした権利擁護事業を行うことが必須とされました。市区町村行政では、曜日を決めて法律関

繰り返し被害にあわないために

最後に、一度悪質商法被害にあった人は、繰り返し被害にあうことがあります。これを防ぐためには、本人に悪質商法被害を受けていることを認識してもらうことが必要です。時には悪質業者は巧妙に優しい言葉で近寄り、高齢者が被害を認識せず、悪質業者を庇うこともあります。悪質商法の事実や、通帳のお金の出入り状況や、お金に困っている現状を本人にわかりやすく伝え、本人が状況を改善しようという意思を持てるように支援を行い続けることが重要です。

そして本人が迷ったり、困ったりした時に、「ヘルパーさんに相談してみようかな」と思う関係性を日頃から持つことが被害を防ぐことにつながります。

また、高齢者や障害者の方々に日々接しているホームヘルパーは、消費者トラブルにも気づきやすい立場にいます。利用者をトラブルから守るため、メールマガジン、講座を活用して悪徳商法についての知識を広げてはいかががでしょうか。

係に関する専門家による相談を行っています。居住地の行政機関におたずねください。

■経済産業省 消費者相談室

http://www.meti.go.jp/intro/consult/a_mai_n_01.html

物資（商品）、役務（サービス）及び消費者取引に関する苦情相談を消費者相談室で受け付けています。

■司法支援センター（法テラス）

<http://www.houterasu.or.jp/>

法的なトラブルや犯罪被害への対応に関する情報提供や弁護士・認定司法書士による法律相談援助等を行う機関です。

■全国の弁護士会（日本弁護士連合会リンク集）
http://www.nichibenren.or.jp/ja/link_bar_association.html

右記のURLから、最寄りの弁護士会を見つけることができます。

「こんな方法で契約解除ができます」

訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解除できる「クーリングオフ」という制度があります。

クーリングオフの手順は次のとおりです。

① 契約書面を受け取った日を含めて、8日間以

*こんな手口にご用心

手口1「大手家電販売店と偽り地デジの工事をさせる」

日頃利用している大手家電販売店を名乗り、制服とよく似た作業着を着た男性が「テレビ映りの調査」と来訪。すでに持っているテレビに地上デジタル放送対応のためのチャンネル設定工事が必要というので依頼。値引きしてもらったので販売店にお礼の電話をすると「うちは訪問していない」といわれた。

手口2「高齢者に無料点検と称して高額な住宅補修をした例（点検商法）」

業者が無料点検と称して勝手に床下に入り、「柱が湿気て変色している。補修した上で乾燥剤を敷かないと、家が傾いてしまう」と説明。不安に駆られた老夫婦は、補強材設置と床下乾燥剤で多額の契約をさせられてしまった。

手口3「消防署関係者を装い、高額な火災報知器を売りつける」

高齢者などの住宅火災での逃げ遅れによる被害を防ぐため、平成18年6月、消防法が改正され、新築住宅の火災警報器設置が義務付けられました。既存住宅についても、市町村条例で定める日から適用されることになりました。「消防署の方からきました」と消防署関係者を装い、高額な商品を売りつける。

メールマガジン「見守り新鮮情報」 及び「消費者問題出前講座」のご案内

独立行政法人国民生活センターでは、高齢者や障害者等の消費者トラブル防止のために、メールマガジン「見守り新鮮情報」の発行、及び「消費者問題出前講座」の開催をしています。「見守り新鮮情報」では、高齢者等の周りの方々に対して消費者トラブル・悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行い、また、「消費者問題出前講座」では、高齢等が被害者となる消費者トラブルの現状を理解し、その問題への対応策を知ることによって被害を予防することを目的としています。

なお、「見守り新鮮情報」の発行及び「消費者問題出前講座」の実施については、今年度より、内閣府から独立行政法人国民生活センターに移管されました。(昨年度までは、内閣府から同センターへの委託により実施されていました。)

1. 講師料

無料（講師料は、(社)全国消費生活相談員協会が負担します。同協会は、内閣府所管の社団法人で、全国の消費生活センター等で消費生活相談を担当する消費者問題の専門家の会員組織です。なお、資料も同会で用意します。)

2. 対象別講座と回数

全国1500ヶ所（申込先着順）

- ・高齢者・障害者、その周りの方々（民生委員、ホームヘルパー等）…… 1000回
- ・若者（小学生から高校生・その保護者向け、大学生・専門学校生、未就学児を持つ子育て世代）…… 400回
- ・市民講師育成講座（地域でボランティア講師を行うための育成講座）… 100回

3. 受講人数

1 講座原則20名以上

4. 講座実施時間

原則 1 回1時間

5. 会場

無料で借用できる会場の準備をお願いいたします。

6. 申込受付期間

平成20年4月1日～平成21年3月1日

7. 講師派遣期間

平成20年4月1日～平成21年3月10日

8. 申込方法

別紙「申込書」ご記入のうえ、FAXでご提出下さい。

※申込書は、全国消費生活相談員協会ホームページまたは全国ホームヘルパー協議会ホームページよりダウンロードできます。

(社)全国消費生活相談員協会事務局

〒108-8566東京都港区高輪3-13-22国民生活センタービル内

TEL03-3449-2749（出前講座専用・月～金10:00~17:00受付）

FAX03-3448-9830

ホームページ（出前講座） <http://www.zenso.or.jp/kyouiku/demae.html>

9. 申込・問合せ先

訪問介護サービスQ&A

Q1 「介護予防訪問介護は、家族がいる場合には利用できないのでしょうか」

A1 家族がいる場合に、一律に介護予防訪問介護が利用できなくなるわけではありません。介護保険の訪問介護で掃除や調理や買い物などの日常生活の援助についてはこれまでも利用者一人暮らし、利用者の家族などが障害や疾病、など、本人や家族が家事援助を行うことが困難な場合に行われると位置づけられてきました。

さらに介護予防訪問介護については、自立支援の観点から、本人ができる行為は本人が行い、利用者の家族、地域住民による支え合いや他の福祉サービスの活用などを重視しています。このため、こうした観点を踏まえて、個別具体

的な状況をみながら、適切なケアマネジメントを経て、慎重に判断されることとなります。

18年の介護保険改正以降、各自治体によって、同居家族がいる場合の生活援助の取り扱いは大きく異なります。一律に同居家族がいれば、どのような状況でも認められないところもあれば、アセスメントに基づいて必要性を説明できれば、個別に認められている自治体もあります。また、同居の定義も、同じ敷地内で別棟であっても同居とみなす場合、同じマンションの別室に住んでいれば同居とみなす場合など自治体によって様々です。本来は同居家族がいることで一律に給付を制限せず、個々の状況、必要性に応じて、判断されるべきものであると考えます。

国も同居家族等があることのみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにとの通知を平成19年12月に出しました。(P.12参照)

【参考・引用】

・「平成18年4月改定関係Q&A (Vol.2)」

Q2 ホームヘルパーの資格を持つ同居の母に介護保険でホームヘルプサービスを提供してもいいのでしょうか。

A2 同居している家族に対しては、介護保険でのサービス提供は禁じられています。ここでいう同居家族とは、同じ家で生活していることをさし、別居家族である場合訪問介護員等によるサービス提供を禁止するものではありません。

【参考・引用】「運営基準第25条・予防基準第24条」

福祉情報虎の巻

今回より、福祉の制度、用語解説のコーナーをはじめます。

利用者の方への情報提供等にお役立ていただければと思います。

「小規模多機能型居宅介護」

2006年の介護保険制度改正で地域密着型サービスの一つとして制度化されました。

ポイント1 365日・24時間安心の仕組み
介護が必要になっても、自宅に住み、家族や近隣のひととともに、不安のない生活を送りたいという高齢者の願いをかなえ、可能な限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を送ることを目標としています。

今までも「通う」「泊まる」「訪問を受ける」というサービスはありましたが、このような複数のサービスを利用した場合、サービス提供の場所や担当するスタッフが別々であることが多く、生活を支えていく上で必要なサービスがと

事務連絡
平成19年12月20日
厚生労働省老健局振興課

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについては、自立支援に資する必要なサービスが提供されるという介護保険の基本理念に基づき、従来より下記のとおり取扱いとしてきたところであり、厚生労働省としては、全国会議等を通じて周知を図ってきたところでもあります。

介護保険制度においては、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき利用者に必要なサービスが提供されるべきであるところ、一部の市町村においては、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているとの情報が寄せられていることから、各都道府県におかれましては、管下の市町村に対して、訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスにおける「同居家族等」については、下記のとおり取扱いである旨を改めて周知を徹底していただくとともに、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に対しても幅広く情報提供していただきますようお願いいたします。

記

1 訪問介護サービスのうち、「生活援助」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)において、「単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対して行われるものとしており、さらに、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)において、「障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」に行われることとしている。

この趣旨は、同様のやむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるというものである。したがって、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。

2 介護予防訪問介護サービスについては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)において、「利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと」としているが、上記1と同様に、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に予防給付の支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、適切に判断されたい。

11月11日は「介護の日」

厚生労働省においては、「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日」として、「11月11日」を「介護の日」と決めました。

なぜ「11月11日」が「介護の日」になったのかと言うと…「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、「いい日、いい日」にかけた覚えやすく、親しみやすい語呂合わせとのこと。介護のことを国民みんなで考える日になるといいですね。

小規模多機能型居宅介護の制度上の特徴

- ① 1事業所の利用人数に上限があります。
- ・ 「登録」は25名以下・ 「通い」は概ね15名以下
- ・ 「泊まり」は一日概ね9名以下
- ② 「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせて一体的にサービス提供
- ・ 「通い」を中心として、必要があれば家を「訪問」して介護を行い、「通い」と同じ場所で「泊まり」の介護を受けることも出来ます。
- ③ 登録者以外の利用は不可能
- ・ 利用者は1カ所の小規模多機能型居宅介護に限って登録することができ、登録しないとサービスを受けることができません。
- ・ 登録者は他のデイサービスなどは受けることができません。
- ・ 小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーが担当となり、ケアマネジメントを行います。
- ④ 介護報酬は月の定額制
- ・ 1ヵ月単位の包括報酬であり、介護度によって介護報酬が決まっています。

ぎれとぎれになってしまい、とくに認知症の高齢者については混乱を引き起こす原因にもなっていました。それを同じスタッフが対応することで切れ目のない継続的なケアが可能になります。例えば昼間通いの利用者の体調が悪そうであれば、ヘルパーが夜に家を訪問し必要なケアを行ったり、状態によっては施設に連れてきてそのまま泊まることもできます。

ポイント2 近隣関係や友人関係が継続できるように支援する

高齢になると独りでの外出が難しくなり閉じこもりがちになります。ましてや住み慣れた地域から離れた施設を利用するようになると、それまであった友人との行き来や、近所付き合いが無くなったりすることがあります。小規模多機能型居宅介護は近隣、友人といった地域との関係を維持することを、日常生活圏で地域の方と協力しながら支援することにより、地域との関係を再構築する支援を行います。

全国ヘルパー協の動き

平成20年5月12日、全国ホームヘルパー協議会第1回協議員総会が開催され、平成19年度事業・決算報告が承認され、また、20年度事業計画、予算について協議・決定しました。ここでは、総会で決定した今年度事業計画についてご報告いたします。

また、本会役員（監事・常任協議員）の交代がありましたので、新役員をご紹介すると共に、今年度の役員体制についてご報告いたします。

平成20年度全国ホームヘルパー協議会事業計画

1 介護保険制度、障害福祉サービスに係る次期介護報酬改定に向けた職能団体としての調査・提言活動

(1) 「介護予防訪問介護の手引き」の普及
ホームヘルパーの立場から整理した介護予防訪問介護の考え方、具体的なケアの方法の浸透を進めるために、手引きの普及を図る。

(2) 介護報酬改定・制度改正に向けた対応

5 ブロック研修会に対する支援と協力

6 情報誌・関係資料の発行
(1) ヘルパーネットワークの発行
(2) 協議員通信の発行

各県協議員・事務局を対象に、迅速な情報提供を図り、各県における活動を支援する。

(3) ホームヘルパーハンドブック（基礎編）の普及
新任ホームヘルパーハンドブックの内容を、現在の状況・データに合わせて「ホームヘルパーハンドブック（基礎編）」として改定するとともに、職場内研修等でのハンドブック活用を進め、サービスの質の向上、ヘルパーの資質の向上につなげる。

(4) ホームページの運用
(http://www.shakyoor.jp/hhk/index.htm)
ホームページの随時更新を進め、迅速な情報提供に努める。

(5) ヘルパー情報（平成20年度版）の発行
役員名簿、平成20年度事業計画・予算書、平成19年度事業報告・決算書、各内規等の協議会基本情報を盛り込んだ「ヘルパー情報」を作成し、協議員・事務局に配布する。

7 全国ホームヘルパー協議会の運営
(1) 協議員総会の開催（年1回）
(2) 常任協議員会の開催（年4回）

3 年毎の報酬改定および制度改正の動きへ対応するため、情報の収集及び課題の分析等対応を図る。

2 ホームヘルプサービスの水準向上に関する調査研究ならびに研修の実施等

(1) 職場内研修ツールの開発ならびにモデル研修の実施
新任ヘルパー研修の手引き・テキスト、ホームヘルパーハンドブック（基礎編）を作成し、各ツールを活用した研修モデルの普及を進めることにより、ホームヘルプサービスの水準の向上を図る。

(2) 「全国ホームヘルパー協議会協議員セミナー」の開催（別掲）

(3) 「スキルアップ講座」の開催
個々のホームヘルパーのスキルアップを図るため、全国の会員を中心としたホームヘルパーを対象とした研修を実施する。（平成20年11月21日～22日 別府湾ロイヤルホテル）

(4) 各道府県・ブロック・全国段階における

研修体系の強化
ステップアップ研修に対応した、各道府県・ブロック・全国段階における研修のあり方について検討し、現任研修の充実を図る。

3 災害時の避難所でのホームヘルパーによる支援方法の検討

(1) 災害時対応マニュアルの作成
災害発生時の対応について、全国ホームヘルパー協議会および各道府県組織によるヘルパー派遣の対応、および避難所でのホームヘルパーによる支援の内容をそれぞれ整理し、「災害時対応マニュアル」（仮題）としてまとめる。

(2) 福祉活動救援基金の運用

4 全国ホームヘルパー協議会協議員セミナーの開催（協議員総会時に開催）
日時 平成20年5月11日
会場 全社協議室

新役員のご紹介

新監事…中山信子氏（前任者…溝口純子氏）

新常任協議員

北海道・東北ブロック
力徳キヨ子氏（前任者…村田節子氏）
東海・北陸ブロック
神谷洋美氏（前任者…犬飼智子氏）

平成20年度全国ホームヘルパー協議会 役員

役職	道府県	氏名	所属	
会長	秋田県	細川 道子	秋田県ホームヘルパー協議会	仙北市社会福祉協議会
副会長	青森県	中田 順子	青森県ホームヘルパー連絡協議会	くろいし介護
副会長	愛媛県	中尾 辰代	岩手県ホームヘルパー協議会	宇和島市社会福祉協議会
副会長	福岡県	高橋 三千代	福岡県ホームヘルパー連絡会	志摩町社会福祉協議会
監事	富山県	中山 信子	富山県ホームヘルパー協議会	北陸メディカルサービス（株）
監事	岡山県	定森 三智子	岡山県ホームヘルパー連絡協議会	岡山ふれあい公社
常任協議員	北海道・東北	北海道 力徳 キヨ子	北海道ホームヘルプサービス協議会	(株) シムス ヘルパーステーションはばたき
	関東	静岡県 時森 優子	静岡県ホームヘルパー連絡協議会	(有) ママうさぎ ケアサポートママうさぎ
	東海・北陸	愛知県 神谷 洋美	愛知県ホームヘルパー 連絡協議会	豊田市社会福祉協議会 旭支部
	近畿	京都府 芦田 明子	京都府ホームヘルパー 連絡協議会	(福) 成光苑岩戸ホーム
	中国	島根県 安部 礼子	島根県老人福祉施設協議会 ホームヘルパー部会	(福) よこた福祉会訪問介護事業所
	四国	香川県 大場 志津子	香川県ホームヘルパー協議会	琴平町社会福祉協議会
	九州	大分県 古野 善子	大分県ホームヘルパー協議会	大分市社会福祉協議会 在宅福祉サービスセンター

平成20年7月31日現在

研修会のご案内

平成20年度 全国ホームヘルパー協議会 スキルアップ講座


(九州ブロックホームヘルパー研究大会との合同開催)

- 日程 11月21日(金)～22日(土)
- 会場 別府湾ロイヤルホテル(大分県速見郡日出町)
- 参加対象 ホームヘルパー(全国ホームヘルパー協議会会員他)
- その他 詳細は後日お知らせいたします。


平成20年度 全国ホームヘルプサービス研究セミナー

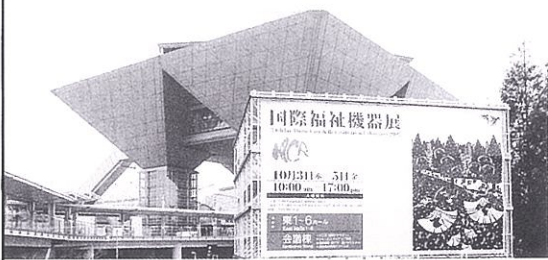
- 主催 全国ホームヘルプサービス研究セミナー 企画・運営委員会
- 期日 平成20年12月13日(土)～14日(日)
- 会場 パシフィコ横浜(神奈川県横浜市)
- 参加対象 ホームヘルプサービス関係者
(訪問介護事業所、ホームヘルパー、サービス提供責任者、介護保険者等)
- 定員 500名
- 参加費 10,000円(予定)
- その他 プログラム等の詳細については、決まり次第、全社協・地域福祉・ボランティアネットワークホームページ(<http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/>)に掲載すると共に、参加募集については改めてご案内します。

- ◎お問い合わせ先
全国ホームヘルパー協議会 事務局(全国社会福祉協議会 地域福祉部)
TEL03-3581-4655 FAX03-3581-7858
Eメール: z-chiiki@shakyo.or.jp



35th 老人と障害者の自立のための
国際福祉機器展 H.C.R.2008
Int. Home Care & Rehabilitation Exhibition 2008





国際シンポジウム

「フランスの少子化政策の実情と課題」(25日)

ふくしのスキルアップ講座

①利用者・家族講座
ア. はじめての福祉機器 選び方・使い方セミナー
～住宅改修(24日)、基本動作(25日)、自立支援(26日)
イ. 高齢者の料理のつくり方 ～おいしい、簡単、美しい～(24日)

②施設役職員講座
ア. 老人ホーム、障害者施設の事故事例から学ぶ防止への取組み
～いつ、どういう状況で事故は起きたか?～(26日)
イ. 老人ホーム、障害者施設と緊急救命
～緊急対応事例発表をもとに～(24日)

③福祉機器企業講座
ア. 福祉機器企業への公的融資と支援(25日)
イ. ヨーロッパ(EU)の福祉機器市場の現状(25日)

特別企画

①障害児のための「子ども広場」
～子ども福祉機器相談・療育相談も実施

②先端技術と福祉機器 ～コミュニケーションとバリアフリー

会期	2008年9月24日(水)～26日(金)
開場時間	10:00～17:00
会場	東京国際展示場「東京ビッグサイト」(東京・有明)
入場料	無料(一部の講座等は有料)
出展	16か国・地域530社より 約22,000点の福祉機器を総合展示
WEBサイト	http://www.hcr.or.jp

H.C.R.2008事務局 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
(財)保健福祉広報協会 Tel. 03-3580-3052/Fax. 03-5512-9798

※プログラムは変更されることがあります。
最新情報と詳細はH.C.R.Web(<http://www.hcr.or.jp>)サイトでご確認ください。

編集後記

岩手・宮城内陸地震に続き、岩手県沿岸北部で地震が発生しました。ちょうど昨今の今頃、中越沖地震が起き、避難所を会員のホームヘルパーさんが支援されていたのを思い出しました。「地震はいつおきるかわからない」と改めて感じ、必要があればいつでも被災地の支援ができる体制作りをヘルパー協として整えなければと思いました。